

令和8年度 第3回行政会議 会議録

日 時	令和8年6月1日(月)午前 10 時～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和8年度第3回行政会議名簿」のとおり

(注) 以下会議録については、守口市情報公開条例第7条に規定する非公開情報の考え方に基づき、該当すると考えられる部分は削除している。(※「(以下削除)」と記載した箇所)

挨拶	瀬野市長
内 容	本日から6月。皆さんも承知のとおり、八雲中学校区義務教育学校建設工事に係る契約議案について、昨年、2度の入札不調があり、ようやく3回目となる5月の入札で落札業者が決定したことから、5月の臨時会に提出させていただいた。1者入札かつ落札率 100%であったことから、議会から疑義があるとの指摘を受け、第三者による調査を求められている。議案は継続審査となっているため、速やかに調査を行い、早期の議決をいただけるよう取り組んでもらいたい。 また、臨時会の福祉教育委員会において、議案審査に臨む理事者側の対応が一部不適切であったとの指摘を受け、理事者が謝罪した場面があった。今後も議会对応が続くことから、議会への説明や委員会对応については、丁寧かつ真摯な対応に努めるよう、改めて指示する。 本日の議題は、6月定例会への提出議案が中心。6月5日に告示され、12 日から始まる。丁寧な対応を心掛けてもらいたい。 加えて、台風6号が現在沖縄地方へ接近中。明日、明後日にかけて強い勢力を保ちながら近畿地方に近づくことも予測されている。台風への対応をしっかりと行うこと。

補 足	林企画財政部長
内 容	冒頭、市長からの挨拶にもあったとおり、委員会審査において、理事者の対応に一部不適切な部分があったという点で補足させていただく。 具体的に申し上げますと、5月臨時会の福祉教育委員会中の審議中、委員からの質疑に対して職員が笑みを浮かべたことから、委員から指摘、叱責を受け、当該職員と担当部長が謝罪するという事案が生じた。 各部局においては、委員会を含め丁寧な議会对応に努めていただいていると思うが、今回の事案を真摯に受け止め、今後このようなことがないよう、所属の職員に対し、改めて注意喚起をお願いする。
質 疑 等	(上甲危機管理監) 笑みを浮かべたというのは、馬鹿にしたということか。 (助川議会事務局長) 私は見ていたので内容を補足する。

	要は、先程の八雲中学校区の入札の件の質疑で、福本議員から「入札率100%」という言葉が出たとき、笑みというより、馬鹿にしたような形で笑った。そのため、「何を笑っているのか」とすぐに指摘があった。「100%落札はおかしいのではないか」という話の中で、取り方によると、「100%になることはあり得る」といった趣旨で笑ったように私には見えた。福本議員も多分そう見えたと思う。「何を笑っているのか」と言われた後も、まだ笑っていた。笑みとかではなく、馬鹿にしたような笑いである。福本議員も強く言っていたわけではない。 (林企画財政部長) 注意していただくように、各部局で周知をお願いします。
--	---

【6月市議会定例会 提出予定案件】

<条例>

案 件	守口市市税条例の一部を改正する条例案について 守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	有
内 容	令和8年度税制改正に伴い、市税条例を改正するもの。 1点目は個人市民税関係で、現状、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等を有する者とされているが、現行のままでは所得税と個人住民税の課税ベースが異なることから、個人住民税の賦課に必要な情報が得られない場合が生じる。このため、個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する措置を講じるもの。 2点目は固定資産税関係で、物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点の見直しを行うもの。 3点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、令和8年4月1日に3年間の延長を行っているが、令和10年1月1日以降は、災害リスクが高い区域の土地については本特例（軽減税率）を適用できない措置を講じるもの。 続いて、守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例については、法律の改正によって条ずれが生じたため、その規定を整備するもの。
質 疑 等	(尾崎水道局長) 1点目の3番だけもう一回言ってほしい。 (西岡総務部長) 災害リスクが高い土地を譲渡した場合の軽減税率の適用が受けられなくなるということ。

案 件	守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案について 守口市手数料条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	田中市民生活部長
提出資料	有
内 容	まず、守口市コミュニティセンター条例の一部改正について、現在、西部コミュニティセンターの改修工事を行っており、その工事において和室を多目的室に改修することから、当該施設の区分を変更するための改正を行うもの。資料記載のとおり、2階にある和室、畳の部屋から多目的に利用可能なクッションフロアシートの部屋に改修予定。部屋の名称も改める。施行期日は、規則で定める日から。 続いて、守口市手数料条例の一部を改正する条例について、これまでの各種証明に加え、住民票の記載事項証明書をコンビニの多機能端末機で交付できるようにすることで、市民の利便性の向上を図り、来庁不要の取組を推進するもの。それに伴い、このコンビニで交付する住民票の記載事項証明書についても、各種証明書と同様に 100 円引きとし、1通 200 円で提供するもの。施行期日は規則で定める日とするが、システム改修を終えた令和8年 12 月頃を予定。

<契約>

案 件	胃部集団検診 X 線システム購入契約の締結について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	このシステムについては入札執行が完了し、仮契約を締結したことから、議案として提案させていただくもの。 5月 15 日に参加業者1者による条件付き一般競争入札を執行した結果、相手方であるセイコーメディカル株式会社大阪支店が予定価格の範囲内である 2,550 万円(税抜)で落札。資料記載のとおり、消費税込の契約金額 2,805 万円で、同者と購入契約の仮契約を5月 18 日に締結済み。 概要であるが、胃部集団検診 X 線システムの調達、搬入、設定及び設置を行うもの。納入場所は保健センターで、納入期限は令和9年3月 31 日を予定。

<協議>

案 件	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	社会保険診療報酬支払基金法の改正により、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が、令和8年 10 月1日から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更されることから、文言の規定の変更を行うもの。 なお、規約の一部変更については、地方自治法の規定に基づき、関係地方

	公共団体で協議を行うこととなっており、協議に際しては議会の議決を経る必要があることから、今般、本議会に提出するもの。 変更内容及び施行期日については、資料記載のとおり。
--	--

案 件	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について
説 明 者	尾崎水道局長
提出資料	有
内 容	大阪広域水道企業団との水道事業の共同処理を新たに行う団体として、泉大津市、箕面市、門真市の3市が予定されている。そのため、各地方公共団体の協議に向けた議決を得るもの。 施行期日は、共同処理のスタートを予定している令和9年4月1日。

<補正予算>

案 件	令和8年度守口市一般会計補正予算(第3号)について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	まず、「守口市総合スポーツ大会開催事業」は、スポーツの普及振興及び競技力の向上を図るとともに、市民の社会参加の機会の充実及び健康寿命の延伸を目的に、各種競技種目を対象とした市主催の総合スポーツ大会を新たに開催するため、大会に係る所要の経費を追加するもの。 次に、「スポーツ振興補助金事業」は、市内で活動するスポーツ団体に対してスポーツ振興補助金を交付するため、当該補助金を追加するもの。 次に、「カーボンニュートラル推進事業」は、令和8年3月に守口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、市民及び市内事業者とともに取り組むこととしており、令和8年度は、脱炭素への理解や取組の促進、支援に係るセミナーの開催及び事業者を対象としたエネルギー削減診断を実施するための所要の経費を追加するとともに、令和9年度以降は、脱炭素経営に向けた伴走支援等や効果測定を行うため、令和10年度までを期間とする債務負担行為を新たに追加するもの。なお、本事業は令和8年4月に地域未来交付金の交付決定を受けたことから、今回補正を行うもの。 次に、「障がい者福祉システム改修業務委託事業」は、厚生労働省及びこども家庭庁から「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項」が示され、システム改修を行う必要があることから、所要額を追加するもの。 次に、「守口市高齢者補聴器購入助成事業」は、今年度から開始した高齢者の補聴器購入費用に対する一部助成について、申請件数が想定を上回る状況となっており、当初予算額では不足が見込まれることから、所要額を追加するもの。

	次に、「生活保護事業」は、特定個人番号利用事務に係る法令改正により、「外国人生活保護関係情報」が利用特定個人情報に追加されたことで、生活保護システムの改修が必要となったことから、所要額を追加するもの。 次に、「水道会計出資金事業」は、水道管路耐震化事業に係るものであり、総務省の定める繰出基準の算出方法が変更されたことから、一般会計負担分として出資金を追加するもの。 次に、「守口市同報系防災行政無線設備更新事業」は、平成 25 年度に整備した MCA 防災行政無線が令和 11 年5月でサービス終了となることから、新たな同報系防災行政無線を整備するため、実施設計に係る経費を追加するもの。 次に、「守口小学校整備事業」は、施工者である中川企画建設株式会社の会社更生法適用に伴う工期延長に係る補正予算。まず、学校管理費の委託料は、新校舎の供用開始が遅れることから、現在と同様に有人による常駐警備が必要となるため、所要の経費を追加するもの。使用料及び賃借料は、新校舎で予定していた学校行事(観劇会)を文化センターで実施するために、その借上料を追加するもので、学校建設費の委託料及び工事請負費は、工期延長に伴い、今年度分をそれぞれ出来高見合いに変更し、これに連動する形で継続費を変更及び工事監理に要する後年度経費の債務負担行為を追加するとともに、契約書のスライド条項に基づく費用の追加を行うもの。なお、工事請負費の年割額については現在精査中。最後に、使用料及び賃借料は、仮設校舎の賃借期間延長により、今年度中に仮設校舎を解体できないことから、今年度中の解体費用を減額するとともに、後年度使用料に係る債務負担行為を追加するもの。 次のページの継続費及び債務負担行為の補正については、先程説明したとおり。地方債の補正については、資料記載のとおり。
質 疑 等	(尾崎水道局長) 守口小の件で、最初の説明にあった会社更生法の関係について伺うが、最終的にはどこから補填されるのか。 (長田理事) 会社更生法で損害を受ける部分については、中川企画建設に請求してもらう段取りで現在調整している。 (尾崎水道局長) その金額で補正予算を計上しているということは、その金額について何らかの覚書等の締結ができているということか。 (長田理事) 現在、覚書の原案について協議を行っているところ。 (尾崎水道局長) 協議が整わない可能性もあるのか。 (長田理事) ほぼほぼ、協議が整う方向で進めている。

	(助川議会事務局長) 協議が整ってから、補正予算を計上するという理解でよいか。 (長田理事) 協議前に補正予算を上げる予定。 (助川議会事務局長) 前回の延長時には、損害賠償について言っていくということで上げていたが、協議が整わなくとも補正予算は提案するということか。 (長田理事) 最終的に和解案が出来上がってくるが、会社更生手続という大きな枠組みの中で動いているため、少しその時期が遅れそうな見込み。 (助川議会事務局長) つまり、協議が整わなくても補正予算は提案するということか。 (長田理事) そういうことになる。 (瀬野市長) 協議、調整を進めているところであり、ほぼほぼ和解が整う方向性で詰めているが、最終的な結論にはもう少し時間がかかる状況。工事への影響を考えると、協議途中であっても補正予算についてはお願いしたいと考えている。
--	---

案 件	令和8年度守口市水道事業会計補正予算(第1号)について
説 明 者	尾崎水道局長
提出資料	有
内 容	ポイントは2点。1点目は、先程林部長からも説明があったとおり、総務省の操出基準の改正に基づいた出資金を出していただくことになっており、その部分の補正予算。 2点目は、個人所有地に過去から埋設していた配水管について、その土地の活用にあたり支障となる部分は、これまで移設に向けた協議を行ってきており、今回協議が整ったことから、その移設費用を補正予算として計上するもの。金額は700万円。なお、その他の金額等については、資料記載のとおり。

【その他】

そ の 他	5月28日開催の部長会議の内容の報告について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	この資料は、5月28日開催の部長会議において平田部長から提出のあったもの。 1ページ目の「教育委員会独自調査による報告書の情報共有について」では、まず、上段の2点について、以前の行政会議で報告のあった教育委員会に

よる関係者ヒアリングの日時に関する質問。教育委員会からの回答では、10月22日には事実関係の確認を、10月28日には関係職員に対するヒアリング調査を行った旨の報告があった。

下段の2点では、教育委員会独自調査による報告書の情報共有時期に関する質問があり、教育委員会からは、5月26日に顧問弁護士に相談を行ったことから、市長、議会に報告後、6月を目途に庁内で共有を図るとの回答があった。また、共有が遅れている理由については、監査委員からの助言や関係職員の代理人との調整に時間を要しているためであるとの説明があった。

議論の中では、意見が対立する関係者の主張をそのまま両論併記するのではなく、事実認定について教育委員会としての判断が必要であるとの意見や、報告書は事実を客観的に調査・判断し、組織としての見解を示すべきであり、その報告書の記載が百条委員会の調査内容と異なることがないよう、ヒアリング内容に食い違いがある場合には整理して報告書にすべきであるとの意見があった。

2ページ目の「容疑者扱いされた職員に対する対応について」では、市長や教育長の説明により、多数の議員が収賄事件の可能性があると受け止め、本人が自分一人のせいになされていると感じていることについて、教育委員会の調査では収賄の事実が確認されなかったことから、当該職員に対する謝罪等の対応予定について質問があった。

教育委員会からは、金品の授受に関して問題視したわけではなく、未完了の工事に公金が支払われていたことを問題視していたこと、また、不適切な契約事務を行ったことは明らかであるため、謝罪の考えはないとの説明があった。

その後の議論では、当初の議会説明時の市長、教育長の説明内容から、当該職員が容疑者のように受け取られた状況が生まれたこと、当該職員が結果として休職に至ったことを踏まえ、組織として何らかの対応が必要ではないか、当該職員の職場復職のためには他部署への人事異動を検討すべきではないかとの意見があった。

3ページ目の「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会」では、1つ目で、当該委員会の調査報告書に対し、田中教育長不在となった現状で、教育委員会としてどのように対応していくのかとの質問があり、教育委員会からは、報告書を重く受け止め、今後は良好な職場環境に努めるとの説明があった。

また、2つ目の職員に対する百条委員会の調査結果において「再調査を行い、再発防止に努めることが望ましい」との指摘に関しては、教育委員会から、現在取り組んでいる教育委員会独自作成の調査報告書をもって調査完了とするとの報告があった。

その下の公正職務等審査委員会についても、教育委員会から、各部署間で適切な意見交換、情報共有を図っていくとの説明があった。

	また、その他として、次の4点について議論があった。 1点目は、保健センター事案における調査の進捗状況について、市の内部調査、特に関係者へのヒアリングが大幅に遅れていることに対し、遅延理由について指摘があった。総務部から6月末から7月初旬に報告するとの発言があった。 2点目は、職員が SNS 上で誹謗中傷を受けている件への対応における法律相談について、法律相談は市の顧問弁護士に相談することが原則との総務部から説明があった。相談内容書類を作成した上で、顧問弁護士による法律相談を行うこととなり、その結果を踏まえ、他の相談を受けることが可能かどうかを検討することとなった。 3点目は、市長のパワーハラスメント認定に対する組織としての対応について、百条委員会で市長のパワハラが認定されたにもかかわらず、組織として何も対応されていないとの指摘があった。「市長が自ら判断すべきこと」との意見や、「市長に研修を受けてもらう」との回答があったが、市の対応としては不十分ではないかとの指摘があった。 4点目は、市民からのロゴチャットに関する情報公開請求に対し、一部非公開とした決定について、以前、担当課長に説明を受けた非公開理由を文書で提示されたいとの指摘に対し、当該情報公開の処分決定を行った企画財政部としては速やかにお示しをするよう準備を進めていると説明した。 その他として、各部長から、今後は各案件について具体的なタイムスケジュールを示すよう求めるとの発言があった。部長会議では、これらの情報共有とともに各部の考えが示された会議となった。
質 疑 等	(上甲危機管理監) その他の4点目であるが、情報公開の処分決定理由については、事前に林部長から、この行政会議では示されないという報告をいただいた。法制文書課の見解を踏まえた回答は、いつ頃出していただける予定か。 以前の会議でも述べたが、今後の情報公開における公開・非公開の判断にあたっての前例となり、今後も組織として統一すべき。曖昧な考え方ではよくない。組織として統一・徹底するためにも、きちんとした見解を文書で示してもらいたい。法制文書課の方はまだ出せないとのことだったが、いつまでに出せるのか教えてほしい。 (西岡総務部長) 法制文書課の見解としては、6月中旬ぐらいまでにはお示しできると考えている。 (上甲危機管理監) また、部長会議を開催し、説明してもらえたらと思う。 (林企画財政部長) 周知の方法については我々の方で調整する。

(尾崎水道局長)

あまり議論する場ではないと思うので、一言だけ付け加えると、5月11日の行政会議後、法制文書課長が私に口頭で1つ1つ理由を述べられたので、口頭で言われたことを文章にすれば十分である。5分でできると思うが、なぜ6月中旬までかかるのかよくわからない。

(西岡総務部長)

上甲管理監がおっしゃったのは、私が言ったグループウェアで情報公開をこうしていくということではなく、尾崎局長の言ったような話か。

(上甲危機管理監)

そのとおり。今回、特定の市民からの公開請求について、一部非公開決定となっている事案があり、尾崎局長からも内容を聞いていたが、その理由だけで非公開としていることについて全く意味がわからなかった。今後、同様のロゴチャットの情報公開請求も出てくるとされるため、非公開事由の第何条第何号に該当するのか、どの理由で該当したのかを明確にしてもらう必要がある。その説明のことである。

(尾崎水道局長)

5分でできると思うが。私は到底納得できないが、既に説明されている。法制文書課長が1件1件私自身で判断していると言っている。その理由を僕に文書で送ってもらえればそれでよかった。ただ、通知書に書かれている内容と全く関連性のないことを述べていたため、そこははっきりさせた方がよいと思う。

(助川議会事務局長)

あわせて、先般の部長会議については、議会事務局の職員も「どうなったか」と注目していた。ロゴチャットの情報公開については、この間、非常に皆さんも大変だったと思う。関係部長も。

その中でも、自由闊達な意見が阻害されるという点について、色々と幅広く捉えて、非公開としていることは、皆共通認識を持っている。当然、法制文書課が判断した内容については、全庁通知していただきたい。自分のところで情報公開を行う際も、非公開か公開かの判断はかなり大変。

例えば、私ども議会事務局も処分庁であるので、市の取扱いに則って判断しているが、以前、私共は出さないと判断していたもの(ある市民からの公益通報に関するもの)を、既に人事課が出していたという事例もあった。通常は絶対に出さないし、私も出さないと判断をしていた。どういう判断でそうなったのか、1つ1つ示していただかないといけない。「この人だから出す」みたいな話も出ている。そのようなことはないと思うが。今回の件も全て理由をつけて明示していただきたい。お願いします。

(平田こども部長)

資料を提出させていただいた責任もあるので、改めて確認しておきたい。

林部長からも説明はあったが、何点か改めて所管から確認させていただく。

まず、資料1枚目の確認①である。

10月24日の段階では、担当主任への聞き取りは実施しているという話であった。それについては、次長が聴き取りを実施しているため、内容までは掌握できていないと。要は、この時点で聞き取りを実施していたという話だったが、先程の回答では、28日から関係職員に対してヒアリングを行ったという説明であった。24日の段階で担当主任への具体的な聞き取りができていたのかどうか、改めて教えていただきたい。

(高橋教育部長)

具体的な聞き取りというものではなく、主任に対して確認させていただいた。その後、28日に、正式に関係職員に対してヒアリングを行った。

(平田こども部長)

聞き取りではなく、確認という意味は何か。

(高橋教育部長)

未実施の工事に対して、公金を支出したことを主任は知っていたのかどうかについて確認するよう、私から指示した。

(平田こども部長)

公金の支払いがあったかの確認と、知っていたかどうかということか。

(高橋教育部長)

そのとおり。

(平田こども部長)

確認②については、先程回答いただいたので、速やかな報告を待ちたい。

2ページ目の「謝罪等がなされていないが、今後どのような対応をされる予定か」という部分について、容疑の話ではなく、未実施の工事に対して公金が支払われた等の話であるが、元々10月24日の行政会議で聞いた内容は、そういう話ではなかったと認識している。改めて、今回の件がきっかけとなって現在休職されている職員に対し、教育委員会として何らかの対応を考えているのか教えていただきたい。

(高橋教育部長)

同じ話になるが、教育委員会としては、未実施の工事に対して公金の支払いがされていたことが第一義的な問題であると考えている。

また、この件については担当者1人だけの問題ではなく、上司も決裁している。これについては、1人の人間を責めるというのではなく、組織として対応した問題であると認識している。我々としては、特段その方に対して、新たな人事異動等の対応を行うといった考えはない。

(平田こども部長)

1人の職員に対して行った対応ではなく、全職員と同様に行った対応であるので、問題はないということか。

結果的には、一連の件があって休職に至っている。以前の部長会議の際に、

瀬尾次長からは、市長及び教育長への報告は「未実施の工事に対して支払いがされていた」という報告を行ったのみといった話であった。

しかし実際には、その翌日に各会派へ説明に回られた際の話の内容は、教育委員会としては、そのような報告はなされていなかったということによいか。要は、特定の人物、休んでいる職員がいる、かつ問題のある職員がいるという発言があり、本人はその日のうちくらいに疑われているという連絡を私にくれている。そのような報告は、教育委員会としては、市長や教育長にされていないということによいか。

（高橋教育部長）

次長がそのような発言をしたのかどうかはわからないが、実際問題、担当者が休んでいたということは事実である。

（助川議会事務局長）

ここは私が部長会議で説明したので、改めて説明する。

そういう事案があって、翌朝早急に市長、教育長から正・副議長へ面談の相談があり、私も同席した。その際、未実施工事の案件があり、「問題がある職員がおり、現在休んでいる。警察にも相談するので、会派には回らないでおきたい」という説明があった。正・副議長からは、市民保健センターの件もあったので、「その内容であれば正・副議長だけではだめ。各会派にも回っていただきたい」との話があり、市長、教育長が各会派を回ることとなった。

その後、私のところにも数名の議員が来られ、「また同じようなことがあったのか」と聞かれ、1人の方から「調査しなければいけない」という発言があった。

また、百条委員会の際の説明でも、1人の人が疑われているような状況で説明があったと議会の皆さんが言っていた。

（瀬野市長）

今、私と教育長が議長、副議長や会派に回った際に、「問題のある職員がいる」という報告をしたというのが独り歩きしており、さも私がそのような発言をしたかのように議論されているが、決してそういうことは言っていない。「問題のある職員」という言葉は使わない。ただ、話の中で、休んでいるということは出た記憶があるが、もちろん役職や個人名については絶対に出していない。

問題は、工事が完成していないにも関わらず、公金が業者に渡っていると。これはあってはならないことだということで報告した。そこが一番の問題だということで、私も教育長も、決して担当者1人の責任にするという趣旨で説明に回ったことはないの、そこは誤解のないようにしていただきたいと思う。

（助川議会事務局長）

その件については、確か総務部長からどこかの会議で説明があったと思うが、市長が正・副議長に説明されたときに、私は警察に相談に行くということに違和感を持った。その際に、まずは担当者や工事関係者から先に説明を聞くべきではないのかという話をさせてもらったと思う。その後、西岡部長が警察に相

談した際に、「興味を持った」という発言も行政会議であったと思うが、要は容疑がかかっているのです、おそらく隠蔽のリスクがあるから、サンコーハウスさんと分らないようにするみたいな話もあった。客観的に見ると、その方の事情聴取もせず、電話でもできたはずだったのに、先に警察へ相談したということは事実。

関連で、先程林部長から、教育委員会の調査については、現時点の報告書の取りまとめをもって終えるという話があった。部長会議の中では、資料3ページ目にある平田部長が出している百条委員会報告書の文言で「守口市としては、本問題を再調査し、再発防止に努めることが望ましいと考える」ということであるが、その点を踏まえ、高橋部長からも再度調査を行うという発言があったと認識しているが、それでよいのか。

先に説明させてもらうが、配布した「山根氏の申出書について」の資料は、百条委員会の調査報告書である。議会の議決も得ている。「再調査し」というのも議会の意思である。この文言については、山根氏に対する市長、教育長のパワーハラスメントに関して、要は、分割発注及び未実施の工事に対する先払いに係る問題において、山根氏は、この部分は悪かったと認めている。この問題において、1人のせいにされた、警察に相談したり、犯人のように議会に報告されたりしたことが、組織全体からの個人攻撃、ハラスメントである主張しているということである。勝手に教育委員会が報告書の論点をすり替えて、公金の未執行に関する調査ではなく、百条委員会はそこを言っているのである。

その下、百条委員会がどういう判断をしたのかを説明させていただくと、1の④の「10月22日、工事業者を教育委員会に呼び、当該業者に対して工事完了後の写真を求め、工事を実施していないことを確認した」ということで、あくまでも水野課長や林主任、瀬尾次長も工事が冬に行われることを知らなかったと言われているが、立ち会っていたと書かれている。

次のページの一番下、百条委員会としては、「市長、教育長によるパワーハラスメント」というのは、「市長、教育長が警察へ一報を入れ、議会に報告するという対応は相当性を欠くものと言えない。」とあり、確かに部下からそうした報告があれば、警察へ行き、議会へ報告すること自体は問題ないということで、「委員会としては、市長、教育長のパワーハラスメントとして本件を取り上げることは行わない。」と言っている。

その後、次のページでは、百条委員会で分かったことは、「工事業者の証言からは、山根氏が水野課長に工事が11月以降に延期されたことを伝えていたこと及び先行払いを伝えていたことが伺われる。」とある。ここが問題である。水野課長、林主任が知っていれば、警察に行くこともなかった。先払いは悪いことだが、冬に行われることが共通認識で、市長、教育長にも報告しておけば、何ら警察に相談に行くことはなかった。ところが、「知らない」ということで、市長に報告したので、市長等が警察に行くのはやむを得ないだろうという話である。

また、「さつき学園の校長からは、工事が11月以降になることを林主任に伝え

ていたこと、水野課長に工事のことについて報告・相談していたことの証言がある。これらは先行払いを水野課長や林主任が認識していたことを前提とするものである。」という話。

次に、教育部が写真を撮らないといけないということで、10月22日に瀬尾次長が業者を呼ぶのだが、瀬尾次長が工事業者への確認に立ち会ったという行動について「不自然」とある。教育委員会には取扱注意で未定稿の議事録を渡したが、瀬尾次長はこの時も「知っている」と言っている。

山根氏がパワーハラスメントを受けたことについては、市長、教育長ではないが、この問題については、再調査しなければいけないと。仮に、水野課長とかが聞いており、「知っていた」と言えば、山根氏のせいにならなかったということで、「本問題を再調査し」ということで議決を得ている。

先日の部長会議では、高橋部長は「知らない」と言っていたが、既に報告書が出ている。議会の議決も得て、再調査を求めている。両論併記まで言っていたので、その辺は再考してくれるということだったのでいいが、部長会議でも、嘘みたいなことを言うのはやめてほしい。

私は「再調査が出されている」、「議会の意思決定なので尊重しないといけないのでは」と部長会議で高橋部長に言わせてもらった。しかし、これを踏まえず、教育委員会は、調査報告書をまとめようとしている。百条委員会でも、山根氏のことは今後出ると思うが、こんなことが起こっているのに、電話一本で「もう終わりました。」と。教育委員会の怠慢ではないのか。こんな中身がでたらめで、片方は「知っていますよ」と校長が言っている。これに対し、何の対応もせず、1人の個人に教育委員会は押し付けている。調査していただきたい。

(平田こども部長)

先程助川局長が話した内容で、私が配付した資料の3枚目にもあるとおり、守口市として本問題を再調査するということについて、教育委員会ではこの間の部長会議で今のような議論を含めて最終案をまとめるという話であった。併せてその際に、総務部、人事課としても百条委員会の議事録を踏まえた上で報告をまとめるという話になっていたと思うが、そこは間違いないか。

教育委員会と別で総務部長が話していた、人事課としての調査は、部長会議では百条委員会の議事録も言ってもらえばすぐ提示しますという話で、そのもとで報告をまとめるというような話になっていると思うが。

(西岡総務部長)

報告をまとめるとは言っていない。今後、教育委員会の調査が完了すれば、それも踏まえた上で、この少額随契問題などについての調査を今後行っていくと考えている。

(平田こども部長)

議事録を言ってもらえたらすぐ出しますよと。それを踏まえて、すぐにでも調査できますよという話になっていなかったか。

総務部長は私の方に3回ほど教育委員会と別で人事課として調査します、やります、やりますというのをずっと話していた。

(西岡総務部長)

記憶が定かではないが、どちらにしても、教育委員会の調査報告書が上がってきた上で、それも踏まえた上で、今後調査は行っていく。

(平田こども部長)

何年かけてやるのか。何ヵ月かけてやるのか。

教育委員会の報告書が出るまでに何ヵ月もかかっている。その報告を受けてから更に何ヵ月もかけるという話か。

市長にお伝えしたい。

私がこの資料を提出したのは、過去をぶり返して何かするつもりは更々ない。1人の職員が非常に苦しんでいるためである。その点について、1枚目の資料を作成している。総務部長にも相談している。彼は、「(以下削除)」と言っている。そのため、総務付けや、場合によっては、こども部でも構わないので、異動を考えられないかと相談している。人事課長からは、「状況によっては可能である」との話があったが、総務部長からは、「最近そのような事例はない。ハラスメントと認められなければ難しい」という回答しかいただいていない。私は、その職員を1日でも早く復職させたいと思っている。今回の件の進め方には納得できない。この1枚目の資料でそのことを申し上げたい。このことについて、総務部長にも相談しているが、結論が示されないので、あえてこの資料を出させていただいた。

また、先程市長がおっしゃった件については、私自身が直接聞いたわけではないので、その点は第三者の話であったり、私自身が独り歩きさせてしまっているかもしれないので、その点についてはお詫び申し上げます。

ただ、1人の職員が人事評価であったり、適切な形で何らかの処分であったりというのは必要だと思うが、今回の件については、誰がどう見ても、1人の職員が勝手にやったという絵面になっている。工事が終わっていないのに支払いがされたという点について、組織全員が知らなかった、彼がやった、という発言になっている。しかし、先ほど局長から話があったように、校長の証言などを見る限り、教育委員会や人事課として一定の見解を示す必要があると思う。そこについてはご理解いただきたい。

また、資料3ページについて、今後は良好な環境に努めていくという発言があり、これは議会の方が我々の意見に基づきやっている百条委員会のため、当然、市としてどうなるのかわからないが、1つ目については、極めて不適切な言動。また田中教育長には改善が求められる。これを口頭でさらっと「今後改善していきます。」という話ではなく、改善報告書なりの形で記録として出していただきたい。

2点目の山根氏に関する部分についても、教育委員会の調査報告書を待ちたいと思う。

3点目についても、人事課に相談させていただいているが、ハラスメントのアンケートに答えた中で、それに対し、人事課からこれだけの内容なら申出をしてくださいということで、公正職務等審査委員会が立ち上がった。私の申出に対し、公正職務等審査委員会が開かれたが、それについて、市長のお言葉は、ホームページで答申が出たとの説明のみで、ハラスメント認定の有無も定かではないので、総務部には結果を教えてほしいという話をしている。内容によっては、不服申立ても検討するが、その部分が出ていないので、総務部長にお願いしている。これについては、改めて情報公開請求で考えているので、何よりも、資料の1、2ページについて、早急な対応をお願いしたい。

(助川議会事務局長)

部長会議の中で総務部長から話があったのだが、昨年10月の保健センターの収賄事件に関して、私も驚いたのだが、まだ関係者、課長代理や決裁ラインの職員に対するヒアリングが行われていないとのことであった。

11月4日の総務建設委員会において、市長は「今回の職員の逮捕事案を重く受け止めており、私自身の指示のもと、現在内部調査を進めている。当然、市内部でできることについては進めており、併せて警察の捜査も進んでいる。」とおっしゃっていた。ここは議会も重く受け止めており、その後どうなっているのかという話になっている。

市長はこの間の行政会議で、「終わったのではないか」というご発言もされていたと思うが、先日の部長会議では、まだ関係者へのヒアリングすら行われていないとの説明があった。事案は昨年10月の案件。警察の捜査が終わってからというような説明もあったが、市長答弁と異なる。市長は、「現在も内部調査を進めている」と答弁している。ところが、総務部長は警察の捜査が終わってから進めるという話をしている。おかしいのではないか。市長は責任を取るとして給与削減条例をあげられたが、内部調査が進んでいないのは問題ではないか。

(尾崎水道局長)

その点は、はっきりさせたいと思う。行政会議では、この間、市長は「もう調査は終わっている。あとは報告書をまとめるだけ」と発言されている。そこは認識を合わせるべきではないか。

部長会議で前さばきしてほしいという話であるが、辻褄が合っていない話であるため、前さばきもできない。だからこのような話になる。市長は終わっているという認識を示されたが、総務部長は関係者ヒアリングもしていないと言う。どちらが正しいのか。

(西岡総務部長)

市長とのコミュニケーションが足りていなかったかもしれないが、ヒアリングもできていなかった。

(尾崎水道局長)

コミュニケーションの問題ではないと思う。事実関係なので。

(西岡総務部長)

きちんと報告を上げていなかったというのは、ご指摘のとおり。

(尾崎水道局長)

きちんと報告を上げていないのに、市長は終わっているという発言をされたという認識でよいか。責任のなすり付け合いではないと思うが。

(瀬野市長)

当然、本人への処分も終わっているし、本人への調査も行い、報告書もまとまっている段階だと思っていた。その関係者というのは当時の部下や上司のことであると思うが、調査はしていないのか。処分検討というか、どのような対応をするかヒアリングは早急にやっていただきたい。

(西岡総務部長)

承知した。

(尾崎水道局長)

監査委員事務局の件で事務局長にお聞きするが、先日の部長会議でも、監査委員の方から「庁内でチームを作ったり、庁内で調査することは控えてほしい」と言われたため実施していないというような発言があった。その点ははっきりさせておいてほしい。

(新庄選挙管理委員会事務局長(兼)監査委員事務局長)

そのようなことは記憶にない。

(尾崎水道局長)

皆さん、「記憶にない」、「言った」、「聞いていない」といった話ばかりが横行している。はっきり言って組織として話にならない。ポイントは、保健センターの事案については、監査委員が調査をしてくれるのかどうかという点。

(新庄選挙管理委員会事務局長(兼)監査委員事務局長)

現在受けているのは、保健センターだけではなく、全て同じ目線で並行して調査している。

(尾崎水道局長)

逮捕され、その後退職した職員が、例えば、部下に対してどのような指示を出していたのか、そのようなところまで調査してくれるのか。

(新庄選挙管理委員会事務局長(兼)監査委員事務局長)

それは想定していない。

(尾崎水道局長)

していないであろう。こちらとあちらで認識が異なるため、いつまで経っても真相が明らかにならない。人のせいばかりにしている。

また、先程の山根氏の件についても、市長は議会への報告の中でそのような発言はしていないとおっしゃられているが、その一方で、そのように受け止めている方もいる。先日の部長会議でも、延々すれ違いである。先程助川局長からも百条委員会の報告書を紹介しながら説明されたと思うが、どのような調査を行

	い、どのように報告書をまとめていくのかが一番のポイント。 先般の瀬尾次長の話では、市長と教育長には「同一の人物が起票していた」という報告しか上げていないとはっきり言っている。それを周囲が「言ったかどうか分からない」というのはやめていただきたい。そのように教育委員会として説明しているわけであり、客観的に見れば、実際に教育長の判断でそう言ったのであろう。市長はその職員については部下でもないのに、詳しく承知していなかったかもしれないが、教育長はそうのように言ったのかもしれない。その点については、議長、副議長がどのように受け止められたのか確認いただければ。 先日の部長会議でもそうであったが、皆が「そんなことを言ったかどうか分からない」というレベル。全てテープを撮り、記録として残していかなければならないのではないかと。部長級職員が集まる会議であるので、発言には責任を持っていただきたい。 一件一件ははっきりさせるべき。先程の話にもあったが、1人の職員は現在も病氣休暇中である。調査をするのかしないのか、ああでもない、こうでもないと、各部署長としてのはっきりとした明確な答えがでてこない。それぞれ部長級として出席している以上、しっかりと対応していただきたい。一意見である。
--	---

そ の 他	—
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	無
内 容	まず、市民保健センターの空調工事については、無事に工事が完了し、全館空調が使用可能な状況となっている。LED 化工事は、既に着手しているものの、今般の部材調達が困難な状況もあり、順次実施していくと聞いている。 2点目、エイフボランタリーネットワークだが、本年5月の総会において令和8年度末をもって解散することが決まった。そのため、審議会等の充て職として委員を委嘱している各部署においては、来年度に向けた対応策を検討いただくようよろしくお願いします。

その他	—
説明者	瀬野市長
提出資料	無
内 容	これから6月は出水期になる。今週は台風6号が発生していることから、その動向も注視しながら、しっかりと対応をお願いしたい。 5日に告示され、6月議会も始まるので、議会対応についてもよろしくお願いします。